

平成 27 年 3 月 定例教育委員会会議録

日 時	平成 27 年 3 月 20 日 (金) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 24 分	
場 所	秦野市役所西庁舎 3 階会議室	
出席委員	委員長 望月 國男 委員長職務代理者 高橋 照江 委員 飯田 文宏 委員 内田 晴久 教育長 内田 賢司	
欠席委員	なし	
委員以外 の出席者	教育部長 水野 和成 生涯学習課長 佐藤 正男 教育部参事 小山田幸弘 図書館館長 石井 勇次 教育総務課長 山口 均 公民館担当課長 井手 則夫 学校教育課長 片野 新治 教育総務課課長補佐(庶務担当) 鈴木 利昭 教育指導課長兼 教育総務課庶務班主任主事 小泉 祐介 教育研究所長 柏木 荘一	
傍聴者	なし	
会議次第	<h3>3 月 定例教育委員会会議</h3> <p>日 時 平成 27 年 3 月 20 日 (金) 午後 1 時 30 分</p> <p>場 所 秦野市役所西庁舎 3 階会議室</p> <p style="text-align: center;">次 第</p> <p>1 開 会</p> <p>2 会議録の承認</p> <p>3 教育長報告及び提案</p> <p>(1) 平成 27 年 4 月の開催行事等について</p> <p>(2) 平成 27 年第 1 回定例会中間報告について</p> <p>(3) 臨時代理の報告について</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 報告第 3 号 秦野市立小中学校管理職の退職の内申について</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 報告第 4 号 秦野市立小中学校管理職の任免の内申について</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ 報告第 5 号 秦野市地方行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正することについて</p> <p style="padding-left: 2em;">エ 報告第 6 号 教育委員会事務局職員(課長補佐級以上)の任免について</p> <p style="padding-left: 2em;">オ 報告第 7 号 教育委員会職員(園長及び教頭)の任免について</p> <p>(4) 小・中学校への空調設備の設置について</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> (5) 学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査について (6) 子どもの事件・事故等について (7) 平成26年度幼小中一貫教育の取組について (8) 平成26年度就学指導の結果報告について (9) 平成26年度優れた「早寝早起き朝ごはん」運動の推進文部科学大臣表彰の受賞について (10) 平成26年度教育支援教室いずみ事業報告について (11) 平成26年度教科学習支援員の活動報告について (12) 平成27年度教員研修について (13) 平成27年度校務支援ソフトの導入スケジュールについて (14) 第28回夕暮祭短歌大会（作品募集）について (15) こどもの読書週間について <p>4 議 案</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 議案第5号 平成27年度秦野市教育委員会主要施策について (2) 議案第6号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う秦野市教育委員会規則等の一部を改正することについて (3) 議案第7号 秦野市教育委員会委員長の職務に専念する義務の特例に関する規則を制定することについて (4) 議案第8号 協議書の一部を改正する協議について (5) 議案第9号 秦野市いじめ防止基本方針について <p>5 選 挙</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 秦野市教育委員会委員長の選挙について <p>6 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 請願について (2) 要望書について <p>7 閉 会</p>
会議資料	別紙のとおり

望月委員長

それでは、ただいまから3月の定例教育委員会会議を開催いたします。

お手元の会議次第に沿って進めさせていただきます。

まず、会議録の承認についてですが、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

—特になし—

望月委員長

秘密会につきましては、同様に、ご意見、ご質問がある場合には、会議終了後、事務局に申し出てください。よろしいでしょうか。

—異議なし—

望月委員長

それでは、ないようですので、会議録を承認いたします。

次に、「3 教育長報告及び提案」の「(3) 臨時代理の報告について」、「ア 報告第3号 秦野市立小中学校管理職の退職の内申について」、「イ 報告第4号 秦野市立小中学校管理職の任免の内申について」、「エ 報告第6号 教育委員会事務局職員(課長補佐級以上)の任免について」、「オ 報告第7号 教育委員会職員(園長及び教頭)の任免について」、「(5) 学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査について」及び「(6) 子どもの事件・事故等について」は、個人情報等が含まれているので、秘密会での報告としてよろしいでしょうか。

—異議なし—

望月委員長

よって、(3)、ア、イ、エ、オ、(5)及び(6)については、秘密会といたします。

それでは、「教育長報告及び提案」について、お願いいたします。

教育長

それでは、よろしくお願ひいたします。年度末の3月ということで、今年度最終の報告になります。資料No.1でございます。

4月1日、教育委員会の辞令交付式がございます。西庁舎の会議室を使って実施をいたします。まだ最終的な数字が私の手元にきておりませんので、総数は後ほどわかり次第お知らせしたいと思います。

4月3日は、教育指導助手等の研修会でございます。場所は西庁舎3階の会議室でございます。

同じく、この日の午後ですが、特別支援学級介助員の研修会を西庁舎で行います。

4月5日、広畑ふれあい塾の開講式でございます。震災の年は中止にしましたが、それ以降はまた開講式を開いております。

4月6日は、小・中学校の入学式です。

同じく、小・中学校の始業式です。

4月7日は、幼稚園の始業式です。

4月7日と28日は、例月のブックスタート事業でございます。

4月8日は、幼稚園の入園式です。

次のページを開いていただきまして、4月11日は、平成27年度のPTA連絡協議会の決算・予算総会でございます。

4月14日は、春季特別展ということで、桜土手古墳展示館において、「秦野の歴史2015」と題して実施をいたします。

4月13日の月曜日は、平成27年度の第1回園長・校長会、先月お伝えしたのから予定がちょっと変わってまして、当初、

教育部長

県の教育長会議が17日に入っていたのですが、重なってしましまして、13日に変更になっております。そのために場所が文化会館の第1会議室ということで変更になっております。

4月14日は、定例の記者会見でございます。

4月16日は、中学校の教育研究会総会。

4月21日は、今年度の全国学力・学習状況調査でございます。

4月22日は、平成27年度の教育研究所研究員委嘱式を行います。場所は西庁舎でございます。

4月23日は、保育・教科等指導員会議につきましても西庁舎3階の会議室で行います。

4月24日、1時半から、4月の定例教育委員会会議でございます。

4月25日、「こどもの読書週間」ということで、後ほど別紙で説明いたしますが、23日の「子ども読書の日」から5月12日までの間、読書週間の事業でございます。

4月30日は、幼稚園教育研究会総会でございます。

以上、4月の日程でございます。この後につきましては、それぞれ、担当部長、課長から報告をいたさせます。

それでは、私からは、「(2)平成27年第1回定例会中間報告について」ということで報告をさせていただきます。資料No.2をご覧くださいと思います。

中間報告ということで、会期は、先月の26日から始まりまして、来週の木曜日、3月26日までの会期となっております。この間、市長の施政方針、それから、代表質問、議案審議、一般質問、予算特別委員会、ここまでが終わっている段階でございます。

それでは、1枚おめくりをいただきたいと思います。

まず代表質問、各会派の代表者から市長及び教育長に対しまして質問がございました。

まず最初に、和田厚行議員でございますが、民政会代表でございます。教育についてということで3点ご質問がございました。

1つ目は、新教育委員会制度についてということで、「市長の権限が強化されるが、教育の中立性は保たれるのか」というご質問でございます。

それから、2つ目として、「多忙化の解消に向けて、学校現場のICT化の進捗状況はどのようか」というご質問でございます。

そして、3番目、公立小・中学校の適正規模ということで、文科省が「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手

引き」というものの改訂をいたしました。それに伴いまして、上小がそれに該当するわけですが、その対応はどのように考えているのかというご質問でございます。

答弁については、ご覧いただきたいというふうに思っております。

次に、古木議員でございます。古木議員は1点でございます。民政会の代表ということで、民政会は2人の代表から代表質問が出ております。「いじめ防止基本方針に基づき、具体的な取り組みはどのようなか」というご質問でございます。

それから、新政クラブ代表、小菅議員でございますが、大きく5点についてご質問がございました。

まず1つ目は、西中学校の複合化についてということで、「現在の状況はどのようなか」というご質問。

2つ目として、公民館のトイレでございますが、温水洗浄便座、メーカーで言うウォシュレットというものですが、「公民館のトイレについてもウォシュレットを順次整備してほしい」というようなご質問がございました。

次に、「子育て環境の整備について」というタイトルで、「中学校給食の導入など、思い切った政策を打ち出したらどうか」というご質問でございます。

それから、教育問題ということで、「新教育長への移行について、本市の対応はどのようなか」というご質問、5つ目として、道徳教育ということで、「報徳仕法の教えを学校現場ではどのように取り入れているのか」というようなご質問がございました。

次のページにおめくりをいただきまして、佐藤議員でございます。1点でございます。中学校の完全給食についてということで、「商店街に中学校給食を委託して、地域の活性化も含めて手法を検討したらどうか」というようなご質問でございます。

次に、公明党の山下議員でございますが、1点でございます。視察で訪れた長野県伊那市の小学校は上小学校と似たような状況にあり、子どもの数が少ないという中で、この小学校の取り組みをモデルとして、地区の活性化や定住化の促進につなげたらどうかということで、長野県の取り組みを参考に進めてほしいというご質問でございます。

それから、日本共産党、佐藤議員でございますが、2つご質問でございます。

1つ目は、「市長の判断で中学校給食を実施したらどうか」というご質問。

2つ目として、「問題行動、いじめ、不登校の対策について、具体的な指導体制はどのようなか」というご質問でございます。

次におめくりをいただきまして、議案審議でございます。今定例会に、新教育長の特別職としての報酬及び費用弁償の条例の一部改正を上程させていただきました。人事課が担当しているわけですが、その中で質問が、露木議員、吉村議員、お二人から出ております。

まず露木議員でございますが、委員長と教育長をあわせた新教育長の権限が強まるということで、「歯どめをどういうふうに考えているのか」ということでございます。

そのほか、「大綱の策定について、市長はどのような認識を持っているのか」というようなご質問。

それから、「総合教育会議について、首長の権限が強まるということで、その懸念はどのようなか」というようなご質問でございます。

それから、吉村議員でございますが、「4月から新教育長に移行すべきではないか」というご質問でございます。

それから、「教育委員会で新教育長への移行に関する議論はされたのか」というようなご質問がございました。

吉村議員については、教育長のほうから全てお答えをさせていただいております。

次に、一般質問に移らせていただきます。

10人の議員さんから10項目についてご質問がございました。

まず吉村議員でございますが、安倍首相の施政方針を受けて、「本市もボランティアを活用した学習支援を行ってはどうか」というコミュニティ・スクールに関するご質問でございます。

2人目、村上議員でございますが、「地域活動の担い手である婦人会について、その現状と課題はどのようなか。また、その解決策はどのように考えているのか」というご質問でございます。

次に、川口議員でございます。いじめ防止の対策についてということで、まず、「大津の事件以降、本市のいじめに対しての取り組みはどのようなか」、それから、「いじめ防止基本方針（案）」について、その特徴はどのようなか、そして、「具体的な取り組みは今後どのようなか」というご質問でございます。

それから、露木議員でございますが、「中小企業施策等について」というタイトルで、「西中学校の複合化における地元企業の受注機会参加、活用の考え方はどのようなか」というご質問ござ

います。

ページをめくっていただきまして、10ページでございますが、高橋文雄議員、小・中学校での健康教育についてということで、「疾病の予防を含め、健康教育についてはどのような指導が具体的に行われているのか」ということ。この視点は、実は、大人に言ってもなかなか病気に対しての予防ができない、だから、子どもを使って病気の予防をしたらどうかという、健康増進に向けた取り組みのご質問でございました。

それから、横溝議員でございます。県立秦野養護学校の開設に当たって、「これまでの養護学校と秦野市内の支援学級との連携や交流についてはどのような。そして、肢体不自由児については、今後、県に要望していく必要があるが、その辺についてお伺いしたい」というご質問でございます。

それから、次のページに行きまして、阿蘇議員でございますが、「川崎市で起きました中1事件についての対応はどうか」というご質問でございます。

それから、大野議員でございますが、「蔵書している本の中で1冊も借りられていないものについて、キャンペーンなどを行い、利用の促進を図ったらどうか」という提案型のご質問でございました。

それから、風間議員でございますが、子ども・子育て支援新制度に伴いまして、「幼稚園で行っています預かり保育について、その拡充を図っていただきたい」ということでございます。「時間的、また対象児についても拡大をできないか」というご質問でございます。

それから、木村議員、コミュニティ・スクールの導入をということで、これまでの取り組み、そして今後の取り組みについてのご質問でございます。

以上が一般質問ということでございます。

それから、常任委員会付託議案ということで、こども健康部が主に所管していることでございますが、幼稚園の保育料のことについて、教育総務課長も同席をさせていただいて答弁させていただきました。その内容でございます。

次に、予算特別委員会でございます。3月12日に、5人の委員さんから12項目についてご質問がございました。これについては、ごらんいただいて、説明は割愛させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

教育総務課長

私からは、臨時代理の報告、全部で5件ほどございますが、4

件につきましては秘密会でございますので、ウの「報告第5号 秦野市地方行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正することについて」、これについて臨時代理を行いましたので、ご報告をさせていただきます。

おめくりをいただきまして、「臨時代理書」ということで、今述べた部分について、教育長による臨時代理の規則に基づいて臨時代理を行いました。

内容につきましては、前回の教育委員会会議の際にも、市議会の議案として、新制度に伴う教育長関連の議案を出ささせていただきました。同意をいただいたところでございますが、その中に、恐縮ですが、もう1ページめくっていただくと地教行法の法律の抜粋がございます。第24条の2の中で、スポーツですとか文化に関することを地方公共団体の市長部局に執行させることができる規定がございます。その2の中で、それに関する条例等の改廃の議決をする場合には、議会が教育委員会に意見を聴かなければいけないということで、この条項に基づいて、教育委員会で、スポーツの関係を平成23年4月から市長部局に移行している条例を制定してございます。その条例について、適用の地教行法の条文の条項が1条ずれたことから、議会として意見を聴かなければいけないため、意見聴取の照会がございました。その回答を2月24日付で市議会に報告をして、このことにつきましては3月の定例会の議案審議の段階で既に可決をされているというような状況になってございます。その臨時代理の報告でございます。

続きまして、(4)の「小・中学校への空調設備の設置について」、資料No.6になります。

平成26年度事業といたしまして、小・中学校への空調設備の設置工事を進めてまいりました。2月末で工事が全て完了しました。中学校につきましては、夏休み工事ということで、平成26年8月29日から、小学校については3月1日から、使用を開始いたしました。

内容につきましては、表にございますが、設置の数としましては、普通教室、特別支援教室、特別教室、合わせまして小学校は376教室、中学校については211教室、全体で587教室。普通教室、特別支援教室は全ての教室にエアコンを設置、特別教室につきましては必要性の高いところというようなことで設置をさせていただきました。

工事費につきましては、合計の欄に予算が12億1,790万円、当然入札で落ちますので、実際の工事の執行額としましては、

10億4,056万3,368円ということでございます。3月1日から、小・中全ての学校でエアコンを使っているというふうな状況でございます。その報告です。

それでは、私のほうからは、(7)から(13)までを通して報告させていただきます。

まず、資料No.8をご覧ください。本年度の幼小中一貫教育の取り組みのご報告でございます。資料が多いので、全体を見渡した中で、今年の特徴であるとか目新しいところの説明を簡単にさせていただきたいと思えます。

まず、今年度の取り組みということで、全体的に、全中学校区で年間計画に交流であるとか連携の部分を取り込んで活動していただけというふうに感じております。

例えば小中学校でピア・サポート・プログラム、本町中学校区であったり西中学校区であったり、このような取り組みを年間計画に位置づけるというような状況、または、幼小中をまたいだケース会議、支援教育に向けたケース会議を取り入れている、こういうところが特徴だったのではないかと思います。

また、生活とか学習の目当てを記載したリーフレット、これまでは東中学校区が作成しましたが、今年度、以前お見せしたと思えますけれども、南中学校区でも作成いたしまして、地域、家庭に配って、幼小中一貫教育の周知を図ったということがありました。

また、3つ目ですけれども、一貫した生活の目標とか学習の目標、研究主題を設定しているところが増えたかなというふうに思えます。一例ですけれども、ある中学校区では、生活の目当てを設定する中、今年度、学習活動の連続性に視点を置いた研究に取り組んでいます。また、幼小中で共通の研究テーマを設けて、数、または数えるということで研究に取り組みました。さらに、環境教育を中心とした実践を幼小中を通して一貫で行ったというところが今年目立ったところではないかと考えております。

資料につきましては、またご覧いただければと思えます。

続きまして、資料No.9をご覧ください。今年度の就学指導の概要ということで、就学指導で検討した児童・生徒数につきましては、昨年の209から206と数はほとんど変わっておりません。細かいデータが幾つかありますけれども、平成27年度の特別支援学級数につきましては、小学校では合計8クラスの増、中学校では増減はございません。ただ、就学指導につきましては、県下どこの地区もそうですが、かなり就学指導委員会で検討する児

童・生徒数が増えているという印象がございました。

続きまして、資料No.10をご覧ください。先日、しぶさわ幼稚園が「早寝早起き朝ごはん」運動の推進に係る文部科学大臣表彰を受賞しました。

裏面をご覧ください。まず、一つはこの活動ですが、東海大学のご協力をいただきまして、平成23年度から3年間、「子どもJoy!Joy!プラン」という健康・体力づくりの実践研究校として県の研究委託を受けました。

主な活動の取り組みといたしましては、裏面の真ん中以降に書いてありますが、まずは、朝一番、運動から園生活を始めるという特徴、それから、保護者と一緒に運動を楽しもうという環境づくり、もう一つは、運動したくなるような園の環境づくりに努めたというような特徴がございました。

続きまして、資料No.11をご覧ください。本年度の教育支援教室いずみの事業報告でございます。

今年度は、仮入室も含めて18名、減少する傾向にはあると思っておりますけれども数自体は昨年度と変わっておりません。

2ページの(2)、今年度の活動ですが、例年、表丹沢野外活動センターで行っている宿泊研修につきましては、参加できる子どもが1人しかいなかったということで、今年度は中止とし、来年度の開催に向けて取り組んでいきたいと思っております。

3ページの(3)ですけれども、例年どおり、今年度も岡田先生と芳川先生のスーパーバイズを受けながら運営してまいりました。

続きまして、4ページをご覧ください。(4)の「成果と課題について」ということで、そもそも教育支援教室は小集団活動をメインとした取り組みを行っております。小集団活動を通して人と人とのつき合い、社会的なスキルを身につける中、学校復帰を目指すというような目的がございました。「成果」にもありますように、小集団活動を通して仲間意識を深めることができたのではないかとということが挙げられると思います。

また、その小集団活動、グループ活動を経験することで、子ども一人一人がモチベーションを上げるということができたのではないかと思います。

さらに3つ目です。社会人講師による書道などの社会体験活動を通して、子ども自身が自分の将来の姿を捉えられたのではないかとと思っております。

課題と今後の対応ということで、先ほど申したように、もとも

とは小集団活動を通して学校復帰を目指すという活動をしておりますが、ここ数年、個別支援、なかなか小集団活動に移行できない子どもが多くなっているという現状がございます。そのあたり学校と連携しながら、小集団活動ができるようなお子さんの支援を中心として対応していきたいと考えております。

続きまして、資料No.1 2をご覧ください。今年度の教科学習支援員の活動報告でございます。こちらにつきましては、東海大学のご協力をいただきまして、今年度33名の学生さんのご支援をいただきました。ありがとうございました。

2の(3)に書いてありますが、延べ599日、1人当たり平均して年間18日程度ご支援いただきました。

「年間の派遣の流れ」ですが、今年は夏季休業中においてもご支援いただく日ができるというご配慮のもと、西中学校では学習会の補助ということで学生さんのお手伝いをいただくことができました。

(5)の「活動の状況について」ということで、小学校、中学校、特に配慮が必要な子どもの支援であるとか特別支援学級での支援をいただいた。または、特に数学や算数の授業での支援をいただいたというように各学校からはすごく助かっているという感謝の報告が多数上がっております。

裏面をご覧ください。支援をいただいたのは、今回につきましては、すごく学生さんが若いということで、子どもたちが親しみを持って取り組んでいけたということです。また、個別活動、支援が必要なお子さんを中心とした個別の支援が非常に役に立ったということ。それから、例えば理科においては、実験が続くときは、片づけも含めてお手伝いいただき、効果が出たのではないかなというような報告を受けております。

(7)で、活動のお礼というわけではないですが、教育委員会より活動実績書というものを学生さんに出ささせていただきたいと思っております。

「2 来年度に向けて」ということで、(1)の1つ目ですが、定期的に年間を通して来ていただける学生さんを各学校も希望しているということで、来年度は、できれば後期に向けて追加の募集という形でご配慮できるように取り組んでいきたい。ご協力いただければというふうに思っております。

それから、(1)の3つ目、理科の支援員、または、算数、数学の支援員において希望が学校から上がっておりますので、このようなことについては事前の説明会でぜひともPRさせていただ

きたいと思っております。

(3) につきましては、今年も西中学校で夏休みの学習会の補助をいただいたわけですが、今年度はエアコンも設置されたということで、特に夏休みの学習支援ということで、学生も夏休みとかテストとかいろいろありますけれども、その時期について検討させていただく中、特に夏休みの活動について充実を図っていければと考えております。

続きまして、資料No.13をご覧ください。「平成27年度教員研修について」とありますが、これは、4月より子ども・子育て支援新制度が開始するに当たり、平成27年度は、市立幼稚園10園につきましては教育総務課で、また、市立こども園4園につきましては市長部局で管轄を行いますが、研修につきましてはこれまでどおり教育指導課と研究所が行うということで、これまでの幼稚園教諭に加えて、今後はこども園の保育教諭もあわせて研修を担当していきたいということで、平成27年度の市の指定研修、裏面に県の指定研修の概要を書いております。平成27年度は移行期という捉えでいます。正式には平成28年度からの実施ということで考えておりますが、例えば、市の1番の初任者研修につきましては、幼稚園の教員については4名、ただ、こども園の5名は新規採用の保育教諭5名が平成27年度の市の新採用の対象となっていきます。このように移行期でありますので、このような移行に基づいて取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、資料No.14をご覧ください。これはICTの関係ですが、校務支援ソフトに関するスケジュールでございます。

1番については、「校務支援ソフトの導入」というところで、校務支援ソフトについては成績処理機能を主とした校務支援ソフトの導入を考えております。具体的には、9月の段階、このあたりで導入を考えて、成績処理につきましては平成28年度に本格実施ということで考えております。

2番目の「研修」につきましては、教職員の技能等の向上を図るということで、研修計画をこのように考えております。

また、3つ目、「学校ICT推進支援業務委託」ということで、こちらにつきましては、学校におけるICTを活用した校務の効率化及び教育支援の充実を図るための、専門的な知識を有するICT支援員の派遣の計画でございます。まずは各学校のPCルーム等の環境をどう整備していくかから始まりまして、校務支援ソフトの合理的な使い方もあわせて、このような計画で進めてまい

教育長
望月委員長

図書館長

りたいと考えております。

簡単ですけれども、私のほうからは以上でございます。

委員長、傍聴者が来ているそうです。

傍聴1名ですね。許可します。

では、お願いします。

それでは、私からは、「(14)第28回夕暮祭短歌大会(作品募集)について」、ご説明いたします。資料No.15をお目通しください。

第28回になります夕暮祭短歌大会につきましては、現在、作品を募集しております。作品につきましては、4月15日、水曜日必着で募集しております。また、短歌大会につきましては、5月30日の土曜日、午後1時半から図書館の視聴覚室にて行う予定であります。

今年度の夕暮祭短歌大会の募集につきましては、昨年度から海外からの応募もありまして、また、昨年、教育委員会からのご意見もいただき、海外にお住まいの方についてはインターネット投稿もできますということで募集しております。現在、昨日までの応募は90件、また、海外からの応募は1件あります。インターネットにより、今年はインド在住の日本の方から1作品いただいております。昨年は全部で278の作品がありましたので、今年度も同数になると予想しております。

続きまして、「(15)こどもの読書週間について」、ご説明いたします。資料No.16をお目通しください。

「こどもの読書週間」につきましては、子どもにもっと本に親しんでもらうことを目的にしております。今年度は、昨年と同様に、こどもの読書の応援のため、いろいろな企画をしております。4月23日から5月12日の3週間の期間になります。

今年度の事業として「図書館探検ツアー」を、4月25日の土曜日に、午前と午後に、6名と10名の定員で予定しております。昨年度につきましては19名の応募がありました。

また、「図書館クイズラリー」では、図書館内にいろいろな問題を掲示して、クイズラリー形式で楽しみながら子どもたちに読み物以外に、いろいろな本を紹介いたします。4月25日の土曜日から5月10日の日曜日まで開催いたします。昨年度は、この期間に80名の応募がありました。

裏面になります。「図書館マスコットキャラクターぬりえ」として、図書館のキャラクター、猫の「みるみる」、「よむよむ」、また「丹沢はだの三兄弟」の塗り絵を募集します。昨年度は、

300枚配布いたしまして、図書館に58枚掲示しております。

企画展としては、「むかしばなしの絵本」という内容で、親子で一緒に楽しめる昔話の絵本を4月25日から5月12日の間に展示します。昨年度は、この期間におきまして、科学の本を300冊を展示しております。

また、喫茶コーナーにつきましては、今年も福祉団体秦野市手をつなぐ育成会の協力によりまして、4月29日から5月9日の土・日・祝日に実施いたします。昨年度は6日間実施いたしまして、136人、全体で売上が5万4,760円ございました。

「その他」に「おはなし会」、「子ども読書週間特別映画会」、「朗読会」を実施します。「おはなし会」は、各おはなしボランティア団体で実施いたします。また、「子ども読書週間特別映画会」は、今年度「それいけ！アンパンマン」を予定しております。さらに、「朗読会」は、今年度初めて行いますが、図書館で育成しました朗読ボランティア「春の風」による朗読会で、今回は宮沢賢治の作品を朗読する予定です。

図書館からは以上です。

ありがとうございました。

「教育長報告及び提案」が(1)から(15)までありまして、その間に議会定例会の中間報告もありますので、一応、この部分について分けたいと思います。(1)、(2)、(3)のウ、まずここのご質問、ご意見を受けて、後半は、(4)、(7)、(8)、(9)、(10)、以下(15)まで、こういうふうにし切らせていただきます。

まず、(1)、(2)、(3)のウまで、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

今回の議会は3月議会で、代表質問、それから、一般質問、議案審議、さらに特別委員会もありまして、たくさん出ていますが、何かご質問、ご意見があったらお願いします。

一般質問の1番のところの吉村議員の二次質問のところで、「学習支援のないコミュニティ・スクールができてしまうのではと危惧」というのは、どういうことなのかなというのが気になったのですが、これはどんな質問だったのか教えてください。

コミュニティ・スクールは学校の運営について地域の方にご参加いただくという手法でございますが、その際に学校を支援するというものが当然含まれていきます。その学校支援の中に学習支援や環境整備や交通安全などいろいろな形があるわけです。そういう学習支援ではないところは今もやっているの、学習支援の

望月委員長

内田委員

教育部長

ほうに力を入れてほしいというのが吉村議員の趣旨でございます。

内田委員
教育長

わかりました。

前々から言っておられるのは、授業についていけない子どもたちがいる。当初は塾を使ってとかおっしゃっていましたが、少し趣旨性向が変わってきてまして、そういう子どもたちを集めてやることについて、コミュニティ・スクールの中で学習支援を中心にやりなさいといった趣旨です。

望月委員長

学習支援のないコミュニティ・スクールはあり得ないわけですから、大丈夫ではないかと思えます。

ほかにどうでしょうか。

高橋委員

最初の行事のほうですが、4月14日に「秦野の歴史2015」という行事がありますが、そこで対象が歴史を学ぶ小学6年生となっていますけれども、展示のほかに説明会みたいなものは予定されているのでしょうか。お聞きしたい。

教育長

今日、担当の課長が出張していますので、確認して後ほどお答えをしたいと思います。

高橋委員
望月委員長
飯田委員

小学生対象だったらあったほうが親切かなと思います。

ほかにいかがでしょうか。

11ページの大野議員の二次質問で「貸し出し実績のない図書」とありますけど、参考までに、貸し出し実績のない図書は結構あるものなのでしょうか。

図書館長

大野議員からのご質問にありました貸し出し実績のないものにつきましては、図書館で平成25年度から過去5年間について調べましたところ、大まかな数字になりますが、その中で602冊あったということです。

教育長

専門的なものですか、あるいは寄附を受けて蔵書している本、そういうものが中心です。非常に限られた方が読まれるようなものを、寄附を受けて蔵書している、そういうものがあります。それを大野議員の提案で、キャンペーンで、こういう本があるということを出して利活用を図ったらということです。

内田委員
図書館長

全体の中で602冊ですか。

このデータにつきましては、過去5年間に図書館で購入又は寄贈があったものが約3万冊、その内、貸し出しをしない本がございます。これは調査研究室というところで閲覧のみで一般に貸し出しをしない本がありますので、それを除いて約2万7,000冊のうちの数で602冊、割合では約2%になります。

望月委員長

よろしいですか。

	<p>ほかにどうでしょうか。</p> <p>総合教育会議というのは、大体いつごろ。最初だから、いろいろ諸準備等もあって大変だろうと思うのですが。</p>
教育部長	<p>当然、市長とも相談した上で進めていきたいと思っております。その中で、制度が4月から施行されますので、できるだけ早い時期に。ただ、総合教育会議の中で扱う事項ということも市長の意向をしっかりと踏まえながら取り組んでいきたいと思っております。</p>
望月委員長	<p>最初ですから、少し延びても遺漏のないようにして、これからずっとそれが続くわけですから、時間的に焦ってちょっと落ちてしまったというようなことがないようにしていただけたほうがよろしいかなと思います。</p>
教育長	<p>いずれにしても、一定の目安はこれから示されてくると思えます。ですから、今、委員長がおっしゃったように、始めてしまったけど漏れてしまったということがあると困るものですから、ある一定のものの目安が示されたものを踏まえてよく協議した上で、年間何回ぐらい、どういう形でやっていくかということスケジュールをつくってお示ししたいと思います。</p>
望月委員長	<p>それがこれから一つのサンプルになるかもしれませんので、時間をかけながら、十分議論を重ねてお願いしたいと思います。その段階でまた教育委員会会議にかけるものがあればかけていただいて、遺漏のないようにしていただきたいと思っております。</p>
公民館担当課長	<p>今の文化財のほうですけど、6年生の授業で遺跡とか出土品の遺物の勉強をする中で、6年生を対象に展示をしているということで、学校で周知しまして、昨年で5～6校の6年生が社会見学に来られたということです。</p>
望月委員長	<p>ほかにどうでしょうか。</p> <p>一般質問で阿蘇議員のほうから、川崎市の中1の事件を受けて、本市において、このような不登校の児童・生徒に対してどのように対応しているかということで、これは、今、市民の皆さんも非常に興味関心があるところですが、もう少しこれについて具体的にお話ししていただけたほうがよろしいかなと思います。</p>
教育部長	<p>まず、事件の後、文科省のほうから調査の照会がございました。でも、本市においては、その調査が来る前に、事件が起こった翌日に各学校に対しまして、不登校で、その理由が不良行為だとか、先輩と言ったらいいですかね、不良グループとかかわるようなことが原因で不登校になっている子について、すぐ照会をさせていただきました。その結果、全ての子について連絡がとれているということと、そういった不良行為等に絡んでいる、たしか3人該</p>

当者がいたんですが、全て連絡がとれているということで、安全の確保については確認がとれているということで掌握したところでございます。

望月委員長 ありがとうございます。

 本市については以上のような状況で、特段変わったことはないというのは何よりだと思います。

教育長 不登校の子どもたちがいて、今、部長が言ったように、言うなれば不良行為的なもので休んでいるのが3名というのをつかんでいます。ただし、それが連絡が何もつかないというような状況にはなっていない。学校と接点があるということなので、そのことは文科省のほうにゼロという形で報告はしています。

望月委員長 今は川崎の事件が起こって、世の中がみんなホットになっていて、興味関心がそっちに行っていますが、人間というのは時間がたってしまうと忘れる弱さというものがありますので、引き続き、学校訪問あるいは定例園長・校長会等で常に学校のほうの対応に遺漏のないようお願いしていただきたいと思います。

教育長 今日の新聞報道だったと思いますが、文科省が改めて通知か何かで具体的な対策を出すというような話がありましたから、それが正式に来ましたらまた報告をしたいと思います。

望月委員長 ほかにどうでしょうか。

 —特になし—

望月教育長 それでは、今日はたくさん案件がありますので、(4)から(15)までで何かご質問、ご意見があったらお願いします。

 教科学習支援員の制度が今年で丸二年終わって、3年目。

 平成24年から施行されて、24、25、26だから。

 丸三年が終わったんですね。いろいろ具体的に出てきていますが、内田委員、大学の立場で何か補足することはありますか。

内田委員 3年目にして、私、余り具体的にかかわれなかったところもございまして、ただ、33名の学生が参加できたということで、初年度に比べるとちょっと減少傾向かなという気もしております。ただ、西中学校の夏季休暇中の教科学習会が実施できたということは、1カ所できればほかの学校にも広げていける可能性があるのかなと思っております。空調も整ったということで、施設利用の上でも、この辺はさらに進んでいくといいかなと思っているところではあります。

望月委員長 これは資格教育課でしたか。

内田委員 そうですね。資格教育課と課程資格教育センターが担当しています。

教育長
望月委員長

内田委員

望月委員長
高橋委員

内田委員

教育指導課長

秦野は非常に恵まれた環境にあつて、ありがたいです。

そうですね。これも学力向上の一環で大変有効な施策になるのではないかと思いますけれども。

2014年度は募集が春だけだったんです。やはり秋もやったほうがよさそうだなということが今回の結果で見えてきたのかなと思います。

ほかにどうでしょうか。

資料No.8の幼小中一貫教育の取り組みについて、資料がたくさん上がってきたのですが、見ていますと公開授業をされる機会が大変ふえたのではないかなという印象を受けます。それと、公開授業というのは、去年、私たち教育委員が福井県坂井市の視察に行かせていただきましたが、そのときにも、授業力向上の上で欠かすことができないというようなお話を伺いました。

南中学校区ですか、職員の互見授業をたくさんされていて、その都度、反省と今後の計画検討をすごくよくされているんですね。ほかの校区もそうですが、公開授業というのは若い先生たちを育てていく意味でも大変欠くことのできないものだと思いますので、着実に一貫教育のほうは進んでいるなという印象を受けました。今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

一貫教育についてですけれども、項目を見させていただくと、大きく幾つかの取り組みの分け方があるのかなと思っておりまして、一つは、先生方がお互い交流しながら発達段階の異なる子どもたちの様子を知れるというようなところと、あと、具体的に、年齢の違う子どもたちが相互にまじり合って刺激し合っているという場面もあったかなと思います。以前あった経験で、中学生が幼稚園に行つて、「お兄ちゃん、ちょっとそのズボンのはき方おかしいよね」という話がありましたけれども、そういった具体的な効果みたいなものが出てきている事例みたいなものはございますか。

例えば、今言つた幼稚園と中学生のかかわりですと、幼稚園児が中学生に憧れを持つというよりも、中学生が小さい子に接する優しさというか、もちろん、服装面で今おっしゃつたようにズボンが太いとかは、事前の指導で、「きょうはこういう目的で行くんだから」と話をすると、「ああ、そうなんだ」と理解を示すようになってくるというのは効果が大きいのではないかと思います。

また、例えば幼小の交流において、年の差が余りないときには憧れの目を持つ。小学校の高学年も、もちろん、中学生に対して

は、発達段階で中学生は大きく発達する時期ですから、「ああ、ああいうふうになるんだな」と憧れの念を抱くという。子どもながらに、心の憧れといいますか、自分の目指す将来像もそこで見せることができているのではないかと。こちらの意図に沿った子どもの気持ちが出ているのではないかとというふうに考えております。

内田委員

もし可能であれば、例えば中学校で、生徒がこういった行事の後こんなに変化があったみたいな記録が事例としてでも残せていけるといいのかなと思います。また、それは現場の先生方にぜひ期待してみたいなと思っています。ありがとうございました。

望月委員長

ほかにどうでしょうか。

教育支援教室いずみの事業報告で、広域通信制高校2名とあるんですが、名前は結構ですから、どこの高校か、県内か県外か、おわかりですか。

教育指導課長
望月委員長

県内です。

県内、了解です。

広域通信制高校というのは、非常に力を入れているのが体験学習なんですよ、宿泊とか。ですから、先ほど希望者が1名しかなかったということを知って私は大変がっかりしたんです。宿泊を伴って、できれば二泊三日とかでやって、それで、体験学習を中心として、農業体験とか陶芸とか、普段、いずみでやっているものをそういう宿泊研修で強化するというようなことをやるとさらにいいかなと思うのですが、先ほど希望者が1人ということを知って大変残念に思いましたので、そのメリットを保護者のほうによく話をすると、さらにそちらのほうに参加する子どもが多くなるのではないかと思います。

文科大臣の賞をもらえるというのはそんなに多くはないですがけれども、本市の公立の幼稚園は、大正年間からずっと来て、それから、園長も専任とか、あるいは、各小学校区にあるとか、全国でも注目されてきているわけです。その中で、文科大臣賞というのは大変名誉なことで、これをうまく我々の自信につなげていきたいなと思います。

これは、東海大学の知念先生、内田先生に理論づけをしていただいて、理論と実践が一緒になって成果を上げたということも評価され、それから、今年度、「早寝早起き朝ごはん」というようなことを中心とした取り組みをやっていることも認められたことと思います。ですから、これから、しぶさわ幼稚園がさらに頑張っていて、そして、そのいいところを秦野市全体の幼稚園に発信する

と、お互いにすばらしい実践を共有できるのではないかなと思います。

教育長

東海大学には大変感謝しなくてはいけない取り組みで、これを改めてよく見てみたら、この中に「東海大学」なんて一言も入っていないのではないかな。

望月委員長
教育長

「活動に含まれる団体等」の部分に。

もう少し具体的に「東海大学」ときちんとうたってやらないと。大部分が東海大学に指導いただいた中身ですから。

望月委員長

ほかにどうでしょうか。

—特になし—

望月委員長

それでは、「議案」のほうに移りたいと思います。

次に「議案」に入りますが、本定例会には5件の議案が提出されています。

教育総務課長

議案第5号「平成27年度秦野市教育委員会主要施策について」の説明をお願いいたします。

それでは、議案第5号「平成27年度秦野市教育委員会主要施策について」、ご説明をさせていただきます。

この主要施策につきましては、2月の定例教育委員会会議の際に協議事項で上げさせていただいた件でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条、基本方針の策定ということですが、そういったものに基づきまして、平成27年度の主要施策を定めることについて提案をするものでございます。

おめくりをいただきまして、平成23年度に策定しました教育プランの5つの柱に沿って、それぞれ平成27年度の主要施策、事業を記載させていただいてございます。

(1)の教育環境の計画的整備という中で4項目、平成28年度から新たな教育プランを策定していく中で、そういった策定のものが新規でございます。それと、学校の施設整備の中では、県立養護学校の小中学部設置関連の環境整備、既存の末広小学校の余裕教室を活用して県の養護学校を入れる、それに伴う老朽化施設の改修を入れてございます。

(2)のいじめや不登校のない学校教育の充実の中では、引き続き、対策の推進、事業の充実を図っていく中で、③の道徳・人権教育の中で、今年度は小学校1校を人権教育の研究委託事業の実践校としていくこと、5番目では、預かり保育、未就園児交流への支援ですとか、6番目の学校ICT推進支援事業、こういったものが新しく入ってきてございます。

(3)の一貫教育の推進につきましては、①の中の幼小中一貫

教育の部分の実践研究校というようなことで、臨時指導員の配置ですとかコミュニティ・スクールの実践事業、こういったものを新たな事業でつけていきます。

3ページ、(4)の生涯学習の推進の中では、教育プランと同様に、平成28年度から新たな生涯学習推進計画を策定していくというような部分で、これが新規の事業となっております。

(5)については、図書館サービスの充実というようなことでございます。

おめくりをいただきまして、4ページのほうは、(6)として、これはもともと教育プランの基本方針にはございません。市制60周年記念事業ということで、学校教育関係、生涯学習関係でそれぞれ記載の事業をやっていくということです。

これが本年度の主要施策ということで、例年行っております点検・評価の評価項目等になります。よろしくご審議をお願いします。

望月委員長

何かご質問、ご意見ありますか。

これは、今までかなり話し合いを重ねてきているわけですが、何か特段ありますか。よろしいですか。

すみません、教育プラン体系図を各課長さんは課長という立場で26年度と比較してちゃんと吟味してみてください。教育プランの主要施策はいいですが、教育プランの体系図は、もう一度、それぞれの課長さんは課長という立場でもう一遍検討をぜひお願いします。

教育長

この体系図で、これをつくった段階のときにスポーツ部門は何らかのものを残して、最終的にここから外すような話もありましたから、もう一度、当時のことを確認してみてもいいですか、この件は。

望月委員長

はい。そういうふうにもう一度確認をします。

教育長

では、よろしくをお願いします。

望月委員長

それでは、議案第5号「平成27年度秦野市教育委員会主要施策について」、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—異議なし—

望月委員長

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第6号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う秦野市教育委員会規則等の一部を改正することについて」の説明をお願いいたします。

教育総務課長

議案第6号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部

改正に伴う秦野市教育委員会規則等の一部を改正することについて」、ご説明をさせていただきます。

新たな教育委員会制度改革に伴いまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によりまして、それに伴う本市の教育委員会会議規則等の規則を改正するものでございます。7つの規則の改正になってございます。

おめくりをいただきますと、これは改正の報告の部分でございますので、2枚ほどおめくりをいただきまして、横長の規則の新旧対照表をご覧ください。

まず一点目は、「秦野市教育委員会会議規則の一部改正」でございます。この改正につきましては、まず、この前提としまして、新教育長は従来の教育委員長と教育長を兼ねるということで、教育長に一本化するということを前提の改正になります。そういったことで、第1条の中では、「委員長の選挙」でございます。あと、「委員長」という部分が「新」のほうでは「教育長」という形になりますので、2条のほうも、職務代理の部分が「委員長」が「教育長」にかわっていくということで、同様に、それ以下の部分につきましても、「委員長」という部分を「教育長」という記載にかえているものでございます。下線のところが変更になっています。それに伴って、条ずれ、条項が変わったりもしているような状況でございます。

また、3ページの中ほど、第15条は、「会議録は、公表する」と。従来から秦野市では公表してございます。そういったものを規則の中に明記していくというふうなことでございます。

3ページの一番下、「秦野市教育委員会規則の公布等に関する規則の一部改正」につきましては、もととなる地教行法の法令が、4ページの法令の条項が14条から15条にかわったというものでございます。

そのほか、4ページの傍聴に関する規則も同様に、「委員長」という部分を「教育長」にかえていくというもの。

5ページの事務委任及び臨時代理に関する部分も同様に、根拠となります法令の条項のずれを修正していくもの。5ページの一番下は、「委任事務の報告」ということで、第5条で新たに、教育長は委任を受けた事務について教育委員会のほうに報告をするということで、これにつきましても、今まで位置づけはございませんでしたが、秦野の場合は会の頭でいつも教育長報告というようなことをやっておりました。それを改めて規則の中に位置づけをしていくということでございます。

そのほか、6ページ、事務局規則の改正についても、地教行法の条項の改正でございます。

その下の関係職員の職の設置の規則ということで、従来は、4条で、教育長が欠けたときには教育部長がその職務を行うというものでございました。今度は、教育長の代理を教育委員さんの中から選ぶということになります。その中からまた、ここで言うところの教育部長のほうに補助執行していくような手続でありますので、ダイレクトに教育長から教育部長にという条項は削らせていただいております。あとは同様でございます。

この規則につきましては、現教育長が在任する間は新たな規定はしないということで経過措置を設けてございます。この規則につきましても同様の手続となります。

以上でございます。

望月委員長

ありがとうございました。

何かご質問、ご意見がございますか。

これは国の地教行法を市のほうにそれを当てはめたということですけども、よろしいですね。

教育長

法律の改正があると、これだけのことをこの時期に全部手をつけなくてはいけないということです。

望月委員長

それでは、議案第6号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う秦野市教育委員会規則等の一部を改正することについて」、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—異議なし—

望月委員長

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第7号「秦野市教育委員会教育長の職務に専念する義務の免除に関する規則を制定することについて」の説明をお願いいたします。

教育総務課長

それでは、議案第7号「秦野市教育委員会教育長の職務に専念する義務の免除に関する規則を制定することについて」、ご説明をさせていただきます。これにつきましても、先ほど申しましたように、新たな教育委員会制度に伴いまして制定をするものでございます。

提案理由にございますように、秦野市教育委員会教育長の給与等及び勤務条件に関する条例の一部改正によりまして、新たな教育長については、特別職という位置づけで条例の改正のほうをさせていただいたところでございます。そういった中で、新教育長につきましては、常勤の特別職という位置づけになりますので、

勤務条件の条例の改正に際して、教育委員会で職務専念の義務を免除する規定を定めることとしております。それに伴って、新たな教育長の職務専念の免除の部分を含めさせていただきます。従来は一般職員の例によっていたわけですが、常勤の特別職ということで新たに規定をさせていただきます。

おめくりをいただきますと、第1条は趣旨でございます。条例に基づいて必要な事項を定める。第2条で具体的な部分がございます。第1号から8号までそれぞれ、こういった際には、職専免と言いますが、専念義務が免除されていることとなります。

4月1日から施行することと、先ほどの議案第6号と同様に、条例公布前に在職する教育長につきましては、引き続き在職期間は適用していかない条項になってございます。これも同様に、新制度に伴って必要な関係の規則の制定措置というものでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

望月委員長

それでは、この件につきまして、ご質問、ご意見はありますか。
—特になし—

望月委員長

それでは、議案第7号「秦野市教育委員会教育長の職務に専念する義務の免除に関する規則を制定することについて」、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。ご異議ありませんか。

—異議なし—

望月委員長

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第8号「協議書の一部を改正する協議について」、説明をお願いいたします。

教育総務課長

議案第8号「協議書の一部を改正する協議について」ということで、これも新教育委員会制度に伴うものでございます。秦野市長のほうから、事務の委任、補助執行している内容について協議書に定めているわけですが、その内容の変更について協議の申し入れがございましたので、提案をするものでございます。

おめくりをいただきますと協議の申し入れの文書のほうがついてございます。ここに書いてございますように、協議の内容につきましては、新たな教育委員会制度に伴って設置をされます総合教育会議に関する事務の補助執行、先ほど、開催をいつというお話がありましたが、その事務についての補助執行、教育委員会に事務を補助執行してほしいということ、それと、補助執行にかかわる教育委員会の補助職員、今までは教育長でしたが、これについて教育部長に改めるというふうなことでございます。

2枚ほどおめくりいただくと新旧対照表ということで、一番後

ろに現行の協議書がございます。こういった協議の中で、委任及び補助執行を7項目ほど協議を行ってやっております。その中に、今回、総合教育会議に関する部分を入れるということでございます。

ご承知のように、総合教育会議は、市長と教育委員とで大綱の策定ですとか教育に関するさまざまな施策等について、協議・調整を行う場として設置することになってございます。その事務局については、総合教育会議の主催は市長になりますので、原則的にはいわゆる市長部局のほうで事務局をすることが法令の中でも原則であるという書き方がしてあるわけですが、なお書きで、それぞれの地方公共団体の実情に応じて事務を教育委員会事務局に委任または補助執行させることができるという法令の規定になってございますので、本市では、こういった規定に基づいて、教育委員会のほうに事務の委任をしていくということでございます。

ということは、もちろん補助執行ですので、あくまでも総合教育会議に関する権限については市長部局の権限になりますが、日程の調整ですとか会議の運営ですとか、そういった部分の事務的な作業を教育委員会が補助執行していくこととなります。

それともう一点、先ほど申しました事務の補助執行は、従来は教育長というふうな位置づけになって、補助執行する事務に対する事務の補助執行となるのですが、それについては、教育長につきましては、新制度では新たな行政委員会の代表となるということで、事務の補助執行については教育部長のほうにしていこうということで、これは、全国的といいますか、文科省に照会をした中で、補助執行する場合は、この事務については教育部長が補助執行してというようなことで統一されていますので、それに合わせて変わっていくような形になります。

一番後ろに原本が入ってございます。本来市長がやる部分の権限を教育委員会に渡すものですとか事務を補助執行させるもの、先ほど言いました7項目の中に、今度は8項目めで総合教育会議の事務というものが入ってくるということになります。

以上でございます。

教育長

早い話が、本来ならば、市長が受け持った事務ですから、市長部局に事務局があつて、そこがやるべき仕事だと。だけれども、それを市長部局が受けないで、補助執行という形で教育委員会に委任するという、そういう手続をやるためのもの、教育総務課がこれを受け持つ、教育部長が実際に執行する立場になる、そういうものです。

望月委員長

教育長、最近の情報として、秦野方式をとられる他の市町村、最近つかんでいる情報がありましたら。

教育長

中教育事務所管内では、秦野と伊勢原は同じ方法です。平塚は違うようです。

望月委員長

それでは、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
—異議なし—

望月委員長

それでは、議案第8号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第9号「秦野市いじめ防止基本方針について」の説明をお願いいたします。

教育指導課長

よろしく申し上げます。

いじめ防止対策推進法の第12条の規定に基づき、秦野市いじめ防止基本方針を定めるために提案するものです。

これまでも、協議の中でさまざまなご意見をいただく中、ページをめくっていただきまして、基本方針の案につきましては、4章立てであること、または項目について、大きな変更はございません。ただ、表現上の小さな微修正は多々ございますが、大きな内容は変わっていないということ。あわせて、パブリックコメントを2月17日から3月10日にかけて実施させていただきました。この基本方針の後に資料がついております。この中で、1通3点のご意見をいただきました。

簡単に説明いたしますと、1点は、教師によるいじめも記載すべきではないかというご意見に対しましては、文科省で定めるいじめの規定は子ども同士の間で起こるものをいじめとして捉えているというところから、これは参考意見という形にしたいと思っております。

また、大きな2点目ですが、小・中学校でそのような事例の引き継ぎといいますか、情報の共有というのはなされているのかと。これはご質問に当たると思いますがけれども、もちろん、幼小中一貫教育を通しまして、いろんな情報共有は図っているところであります。

3点目、小学校と中学校、小学校児童と中学生生徒では、いじめの内容等、質が違うのではないかとご質問ですがけれども、個々のいじめというのは、深刻な人権侵害であるというところは変わらないと思います。また、個々の児童生徒の発達段階に応じて、指導もしくは支援、対応をしているところでございますので、そのためにも小・中学校全校が学校におけるいじめの基本方針というものを策定して、子どもたちの発達段階に応じた対応を明記しているところでございます。

この3点に関しましては参考意見ということで考えさせていただき中、基本方針はこのとおり策定という方向で考えております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

望月委員長
飯田委員
教育指導課長

本件について何かご質問、ご意見ございますか。

これは保護者のほうにも言っていたのでしょいか。

市P連のほうでも説明させていただきました。また、あわせて、家庭、地域という部分も取り込んでいるところがありますので、自治会の役員会のほうでもこの説明をさせていただいているところがございます。

飯田委員
望月委員長

ありがとうございます。

ほかにどうでしょうか。

この市の考え方についての周知はどうされるんですか。

教育指導課長

一つはホームページで公開という形をとると、あとは、もちろん、地域の方、保護者の方にも周知したいということで、例えば、各学校で開催されるPTA総会もしくは市P連関係に指導主事等がおじゃまして、そこで周知するというのも考えております。学校と連携しながら対応していきたいと考えております。

望月委員長
飯田委員
高橋委員
望月委員長
教育指導課長
教育長

そうすると、P連の総会は4月中でしたよね。

予算決算総会は4月の。

11日。

このときは、出向くということは別に予定していないですか。

会長と相談しながら対応します。

委員長、資料の16ページの「(3) 秦野市いじめ問題等対策調査委員会(仮称)」と「(4) 秦野市いじめ問題再調査会(仮称)」、これについてはちょっと説明を。

教育指導課長

それでは、16ページの(3)、それから(4)の部分です。これは条例設置という形になりますが、一つは重大事態、例えば、大津市で起きた事件に近いんですけども、そういう大きないじめ等を原因とする自殺等の大きな事案が生じた場合は、教育委員会附属の調査組織が調査を行う。その調査の結果については市長に報告するわけでございますが、市長の判断で再調査をすることができるという規定になっております。必要があれば、市長部局で同じ組織を、もちろん、人は違うわけですけども、同じ調査組織を設けることができる規定であります。秦野市では、再調査の必要性を考え、市長部局にも再調査組織を設置するという事で、二段構えでの調査が可能であるという組織を考えています。

教育長

これは、新年度、時期は今何月とは言えないのですが、平成27年度中に条例を制定する。市長との協議の中では、再調査会の

設置について、重大問題が起きたときに云々という話もあったのですが、組織をつくっておきませんか、いざ起きてしまったときに、そこで、再調査会をつくりますよ、条例設置でやりますよと言っても、そう簡単なことではありませんから、設置をしてもらう。これについては、屋上屋を重ねるようになってしまうといけないものですから、事務局が市長部局にお願いをするという、公正性を高めるという、そういうふう話し合いがされています。

望月委員長
内田委員

よろしいですか。

パブリックコメントのところで提出された意見は3件だったんですけど、それ以外に意見書の数が1通来ていますけど、これは。来たのが1件しかなかった、お一人から来た、その中に3つ意見が書いてあったということです。

教育指導課長

内田委員
望月委員長
教育指導課長
望月委員長

そういうことですか。わかりました。

この校種は。

小学校です。

そうですか。

前半の部分については何回も何回も議論を重ねていますので、よろしいかなと思いますが、何かつけ足しの部分でありますか。

—特になし—

望月委員長

それでは、議案第9号「秦野市いじめ防止基本方針について」を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—異議なし—

望月委員長

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、「選挙」に入ります。

「(1) 秦野市教育委員会委員長の選挙について」の説明をお願いいたします。

教育総務課長

それでは、説明をさせていただきます。

委員長の任期は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定によりまして1年間となっております。平成27年3月31日で満了することに伴いまして、後任の委員長を選出するため、同法第12条第1項の規定により選挙を行うものでございます。

なお、委員長は教育長を除く委員から選出することになっております。

以上です。

望月委員長

それでは、教育委員長の選挙の方法についてお話ししたいと思いますが、委員長の選挙につきましては、秦野市教育委員会規則第2条で、無記名投票と指名推選の方法が規定されておりますが、いかがいたしましょうか。

内田委員 ちよつと質問いいですか。1年前のことを覚えていないのですが、けれども、今までの事例としてどちらの選挙方法であったか、参考に教えていただければと思いますが。

教育総務課長 教育委員長選挙につきましては、従来は全て指名推選によって選出をしております。

内田委員 では、指名推選ということであれば、今回も同様に指名推選でいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

望月委員長 それでは、指名推選というご意見がございましたが、指名推選で行うことでよろしいでしょうか。

望月委員長 ー異議なしー

望月委員長 それでは、委員長選挙は指名推選で行うことといたします。委員長選挙につきましては指名推選で行うことになりましたが、推薦をお願いいたします。

内田委員 この5人の中から選ぶということになるだろうと思うのですが、既に皆さんご案内のとおり、教育分野における活動のご経験ですとか見識、その他いろいろと総合的に判断して、私は、望月委員に委員長をお願いしたほうがよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

望月委員長 それでは、お諮りしたいと思いますが、平成27年度、もうすぐですが、4月1日からの1年間、私が委員長ということでご異議ございませんか。

望月委員長 ー異議なしー

望月委員長 それでは、異議なしと認め、私が委員長として務めさせていただくことに決定いたしました。

教育総務課長 それでは、今、望月委員長が来年度の委員長ということになりました。ご挨拶を一言よろしくをお願いいたします。

望月委員長 それでは、一言ご挨拶をさせていただきます。

昨年とか一昨年の委員長の選挙に比べまして、今年は、本当に、今まで以上に身の引き締まる思いがしているわけがございます。それは、言わずと知れました教育委員会制度が、戦後、昭和23年にできまして、大きな改革というのは今回で2回目でございます。戦前の軍国主義とか中央集権的な教育の反省から、アメリカの教育使節団の勧告による提言を受けて、教育委員会は誕生しました。戦前の教育の反省を踏まえて、教育というものは中立でなかったらいけないとか、あるいは、安定性、自主性、継続性というものが重視され、戦前の全体主義から、教育はもっと地方分権に委ねるようにならなければいけないというような提言があつて、昭和23年に教育委員会というものがつくられました。

当時の教育委員は公選制による選挙で選ばれていたのですが、それでは特定の考えに偏った人も出てくるというようなこともありまして、教育委員会法が無くなり、昭和31年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律ができて、公選制から任命制になって現在まで続いているわけでありまして。そして、いよいよ今度は、きょうもいろいろと議論がありましたけれども、大きな改革がこの4月から始まるということで、非常に私も緊張をしているところではありますが、私も、長い間教員生活をやっていまして、いろいろ困難に出くわすこともたくさんありました。判断に迷うこともたくさんありましたが、常にそういうときは、「カムバック ザ ベーシック」「原点に戻る」ということを中心にしてきました。よく登山者が山登りをしたときに、「道に迷ったときは入り口のほうに戻りなさい」、これが鉄則のようです。ですから、教育という部分を考えても、入り口、原点に戻る。その原点は何か。これは、どんなに制度が変わったとしても、子どもたちの人間形成であるということだろうと思います。

したがって、4月から大きく教育委員会制度が変わるわけですが、一体、この活動については、子どもたちの人間形成というような視点に立ったときに、どんな意味があるのか、どんな価値があるのか、そういうようなことを常に考えて私は委員長としていろいろ発言もしていきたいし、判断もしていきたいというふうに思います。

内田教育長、あるいは水野教育部長さんも、4月から引き続き残っていただく。内田教育長、水野教育部長を中心として、我々教育委員と執行部の皆さんが一丸となって秦野市の教育の発展・充実のために頑張っていきたいと思いますので、引き続きよろしくお願ひいたします。どうもありがとうございました。

それでは、委員長の職務代理者について、秦野市教育委員会規則の第3条で、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行うと規定されておりますが、指定する委員はいかがいたしましょうか。

内田委員

提案ですけれども、教育委員会が指定するということですが、従来、既に高橋委員にやってきていただいておりますので、引き続き高橋委員に行っていただければと思いますが、いかがでしょうか。

望月委員長

いかがでしょうか。

—異議なし—

望月委員長

では、高橋委員を委員長の職務代理者に指定します。よろしく

どうぞお願いいたします。

続きまして、「その他」のほうで、請願が1件、要望書が2件提出されています。

まず、「教科書採択についての請願」についてお願いいたします。

教育総務課長

本年3月12日に、「秦野市の教育を考える会」代表の田村氏より、教科書採択制度についての請願が提出をされてございます。請願の内容はまた見ていただくということで、平成28年度から使用いたします中学校用教科書の採択を平成27年度に行いますが、それに伴う請願でございます。ただ、この請願書、先ほど申しましたように、3月12日に提出されています。本市教育委員会では、請願の取り扱いにつきましては、定例会の開催日の14日前までに出されたものは、原則その定例会に付議するというようなことになってございまして、この請願につきまして、9日前というふうなことが一点、それと、教科書採択に関する部分の中で、採択に関する県のほうの方針の公表が4月になるというふうなことを踏まえまして、今回は、お配りをして、内容のほうを見ていただいて、審議については4月の教育委員会会議にお諮りしたいと考えてございます。

以上です。

望月委員長

次に、「開かれた新教育委員会制度運用を求める要望書」についてお願いいたします。

教育総務課長

これにつきましては、3月5日に、かながわ市民オンブズマンの代表幹事の大川氏のほうから要望書が出されました。要望の取り扱いにつきましては、本市の教育委員会では、特に審議はしない、今後の教育委員会審議の中の参考にしてくださいというようなことで配付にとどめているものでございます。

内容につきましては、先ほどもお話をさせていただきましたが、新制度に伴う規則や条例の改廃については公開を徹底してほしいというふうな内容、同様に、総合教育会議においても情報の公開を徹底してほしいというふうな内容でございます。既に本教育委員会会議では実施しているような内容の要望でございます。

以上でございます。

望月委員長

それでは、次に、「秦野養護学校開設に係る要望書」についてお願いいたします。

教育指導課長

「秦野養護学校開設に係る要望書」ということで、秦野養護学校小中学部の開設に際してということで要望が出ております。

下記4団体、「秦野市手をつなぐ育成会」、「秦野市自閉症児・

者親の会」、「秦野市の小中学校に在籍する障害児の親の会」、「わたぼうしの会」、以上4団体から要望が来ております。

内容に関しましては、1、地域在校生もしくは保護者に向けて養護学校の理解が深まるように説明会をしてほしい。2、高等部まで継続した支援ができるようにしてほしい。3、肢体不自由部門の設置を要望する。4、教育に必要な施設、プール等の施設の新設を望む。5、給食による食事指導及び健康指導をお願いしたい。6、スクールバスの送迎をお願いしたい。

以上6点の要望が来ております。

以上です。

望月委員長

では、「その他」の案件はございませんか。

—特になし—

望月委員長

それでは、秘密会の前に次回の日程調整を行います。

—次回の日程調整—

望月委員長

それでは、秘密会としますので、関係者以外の退席を求めます。

—関係者以外退席—

〔削除〕

望月委員長

以上で3月の定例教育委員会会議は終わります。